

第1回河南町いじめ問題対策連絡協議会 会議録(要点記録)

1. 日 時 平成31年2月28日(木) 午前10時00分開会
 平成31年2月28日(木) 午前11時15分閉会
2. 開催場所 河南町役場 大会議室南
3. 会議次第
- ① 開会
 - ② 教育長あいさつ
 - ③ 委員紹介
 - ④ 河南町いじめ問題対策連絡協議会等条例等説明
 - ⑤ 会長・副会長選出
 - ⑥ 会長あいさつ
 - ⑦ 案件
 - (1) 会議の公開・非公開の決定
 - (2) 河南町いじめ防止基本方針について
 - (3) 平成30年度町立小・中学校におけるいじめ等の状況について
 - (4) 各機関等のいじめ防止等の対策について
 - (5) その他
 - ⑧ 閉会

4. 審議内容

次 第	発議者	内 容
①開会	事務局	<p>只今から「第1回河南町いじめ問題対策連絡協議会」を開催させていただきます。本日の出席委員は14名です。定足数を満たしていますことをご報告いたします。</p> <p>次に、委嘱状について、お1人お1人に委嘱状をお渡しすることが本来であります。時間の都合上、お席の方に置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(配布資料確認)</p> <p>それでは、開会にあたりまして、教育長からご挨拶申し上げます。</p>
②教育長挨拶	教育長	<p>皆さん、おはようございます。河南町教育委員会教育長の新田です。</p> <p>協議会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は、足もとの悪い中、また、ご多用の中、平成31年度第1回河南町いじめ問題対策連絡協議会にご出席をいただき誠にありがとうございます。また、日頃から、それぞれのお立場で子どもたちの健全育成ということで、大変ご尽力いただいておりますことに敬意を表させていただくとともに、感謝を申し上げます。さて、人格を壊してしまうというような陰湿ないじめが後をたたないということが現状で毎日のようにマスコミにとりあげられているところで</p>

		<p>す。</p> <p>河南町では、これまでも、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。」また、「誰もが加害者にも被害者にもなりうるものであること。」を十分認識するとともに、「いじめは、重大な人権侵害事象であり、絶対に許されない卑怯な行為である。」という考えのもといじめ防止対策に取り組んできました。</p> <p>さらに、平成30年5月に「河南町いじめ防止基本方針」を制定し、同年6月町議会の定例会議において、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対応委員会、いじめ問題再調査委員会のいじめ防止等に係る3つの組織の条例設置が可決成立されました。河南町いじめ防止基本方針を踏まえたいじめ防止等に係る事業の推進しているところでございます。</p> <p>いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止等にかかわる関係機関及び団体間の連携を図り、情報を共有することを主なねらいとしておりますが、本日お集まりいただきました委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、本町における教育委員会及び町内小中学校のいじめ対策の取り組みを中心に、忌憚のないご意見をいただき、連携の効果を一層高めることができると考えておりますので、ご尽力を賜りますようお願いし、簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。</p>
③委員紹介	事務局	<p>次に、今回、初めての会議でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>資料「河南町いじめ問題対策連絡協議会委員名簿」により紹介</p>
④条例等説明	事務局	<p>次に、河南町いじめ問題対策連絡協議会等条例等について、事務局より説明させていただきます。資料の河南町いじめ問題対策連絡協議会等条例及び河南町いじめ問題対策連絡協議会及び河南町いじめ問題対応委員会規則をご覧ください。</p>
⑤会長、副会長選出	事務局	<p>資料「河南町いじめ問題対策連絡協議会等条例、河南町いじめ問題対策連絡協議会及び河南町いじめ問題対応委員会規則」・・・説明</p>
	事務局	<p>条例等の説明が終わりました。条例等について質疑はありますか。無いようでしたら、会長、副会長の選出をお願いいたします。本協議会の規則により、「委員の互選により定める」こととなっておりますが、如何させていただいたらよろしいでしょうか。</p>
	委員	<p>《事務局一任の声あり》</p>
	事務局	<p>ただ今、「事務局一任」とのご意見をいただきました。他にござい</p>

		<p>ませんか。ないようですので、事務局案を提案させていただいてよろしいでしょうか。</p>
	委員	<p>《異議なしの声あり》</p>
	事務局	<p>「異議なし」の声をいただきましたので、事務局の案を申し上げます。</p>
	事務局	<p>それではまず、協議会の会長に河南町民生委員児童委員協議会吉岡会長を、副会長に富田林人権擁護委員協議会加賀山様をそれぞれお願いすることを提案いたします。</p>
	事務局	<p>事務局案を提案させていただきました。この案について、ご異議ございませんか。</p> <p>異議がないようでございますので、拍手を持ってご承認をお願いいたします。</p>
	委員	<p>《委員全員拍手》</p>
	事務局	<p>ありがとうございます。それでは、吉岡様、会長席へ移動をお願いいたします。</p>
	会長席へ移動	<p>《吉岡会長、席を移動》</p>
	事務局	<p>それでは、役員を代表いたしまして、吉岡会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
⑥会長あいさつ	会長	<p>会長に選任いただきました河南町民生委員児童委員協議会の吉岡でございます。会長という大役を仰せつかりましたが、精一杯務めさせて頂きたいと思っております。さて、いじめの問題は複雑化、多様化、深刻化と状況は大変厳しくなっております。また、子供だけの問題でなく地域の問題でもあります。子供たちの問題につきましても、学校だけでは対応できるものではありません。後ほど各機関等のいじめ防止等の対策について、各機関から情報交換があると思っておりますが、私たちは民生委員児童委員協議会としては、子どもの見守り活動の他、色々な研修に参加いたしますが、やはりその折には家庭の力、地域の力が大きいと学んできております。そういう意味でもここにおられる各機関の代表がしっかりと思いを共有して連携するいい機会だと思っております。最後に円滑な会議の進行のご協力をお願い致しまして、私の挨拶とさせていただきます。</p>
	事務局	<p>どうもありがとうございました。</p>

<p>⑦案件 (1) 会議の公開・非公開の決定</p>	<p>会長</p>	<p>それでは、この後の会議の進行を吉岡会長にお願いいたします。よろしくお願ひ致します。</p>
	<p>事務局</p>	<p>それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。案件(1) 会議の公開・非公開の決定について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>会議につきましては、原則、公開といたしますが、本日の会議において、「平成30年度町立小・中学校におけるいじめ等の状況について」の案件については、河南町いじめ問題対策連絡協議会及び河南町いじめ問題対応委員会規則第6条第1号(個人情報を含む事項としての審議)の規定に基づき、非公開と考えております。この「平成30年度町立小・中学校におけるいじめ等の状況について」の案件においては、児童の名前は出さず説明をいたしますが、説明内容から児童が特定され、個人情報を含む事項としての審議することから、非公開と考えております。</p> <p>また、会議録につきましては、非公開部分を除き、要点筆記、発言者無記名で、事務局で作成し、各委員に内容確認を行った後、公開することといたします。</p>
	<p>会長</p>	<p>説明が終わりました。ご意見、ご質問をお受けいたします。</p>
<p>(2) 河南町いじめ防止基本方針について</p>	<p>会長</p>	<p>ご意見、ご質問がないようですので、事務局の案どおり、本協議会を運営していくことといたします。</p>
	<p>事務局</p>	<p>続きまして、次の案件(2) 河南町いじめ防止基本方針について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(2) 河南町いじめ防止基本方針について(概要)・・・資料に基づき説明</p>
	<p>会長</p>	<p>説明が終わりました。ご意見、ご質問をお受けいたします。</p>
<p>(3) 平成30年度町立小・中学校におけるいじめ等の</p>	<p>会長</p>	<p>ご意見、ご質問がほかにないようですので、次の案件(3) 平成30年度町立小・中学校におけるいじめ等の状況について、事務局から説明をお願いします。なお、この案件につきましては、先ほど非公開とすると決定いただいておりますので、そのように取り計らいます。</p> <p>(3) 平成30年度町立小・中学校におけるいじめ等の状況について・・・【非公開】</p> <p>次の案件(4) 各機関等のいじめ防止等の対策について、各機関での取り組みなどを説明いただきますようお願いいたします。ここか</p>

状況について (4) 各機関等のいじめ防止等の対策について		<p>らは、非公開を解き、会議を公開といたします。</p> <p>それでは、順番に各機関での取り組みなどについて、簡略に説明をお願いします。</p>
	委員	<p>気にかかる児童、子供のことを毎月報告する機会、全職員推薦交流会という名前ですが、そのような機会でも報告させて頂いています。小さな変化は、子供たちからのアンケート、これは毎月行っています。学校に来るのは楽しいですか？嫌なことをされたり、したりしたことはありますか？友達がそういう思いをした事がありますか？そのようなアンケートを毎月取り、担任等がもし何かありましたら聞き取りをし、全教職員で確認をしております。</p>
	委員	<p>学校が策定しておりますいじめ対策方針に基づいて執り行っています。先ほどの小学校にもありましたが、学校では未然防止として、まず毎週火曜日と金曜日に午後3時45分から15分から20分程度職員の連絡等を含め、子供の情報交換をしています。と同時に日々担任や関わる教師の気づきがあればすぐに共有するという事を行っています。あとは、各担任の日記であるとか、色々な事をやっております。そこでの気づきだとか、目視の中での気づき、それも火曜、金曜で集約するようにしています。その中で組織的に対応が必要な場合は、教諭等が集まりまして対策を取っています。あとは、心のアンケートという事で学期に1回とっております。それは生活も含め、あるいはいじめ行為等も含め広く質問する事で、ポイントになる質問がありますので、そこでひっかかってくるような事については、まず担任が目を通し、二者懇と言いまして1対1で全員に懇談というか、休み時間等を活用してやっています。そこであがってきた案件につきましては、生活指導担当が目を通し、管理職が最終的に目を通し、これは必要だという事であれば、組織で対応するという事を行っています。</p>
	委員	<p>全校児童が103名という事で、小規模な学校ですが、日々子供のトラブルというのは様々なところで生じております。全教職員で共有しておかなければならない事は、職員朝礼で報告して全教員で見守っていくという体制をとっております。また、未然防止につきましては、先ほどから出ておりますようなアンケートを毎学期1回6月、11月、2月に行っていたのですが、それに加えて毎月1回小さなアンケートも実施し子どもたちのそういった訴えを聞き逃さないようにやっております。アンケートだけではなく子どもたちからの訴えであるとか、保護者からの訴えについては丁寧な対応をしていくと全教員で確認して取り組んでいるところです。</p>
委員	<p>いじめ防止という事で、まず教員向けに対して私の方からニュースの切り抜き等を用意して配布し、その中にいじめ等のニュースも</p>	

含まれておりますので、教職員へ危機管理の意識づけという事を取り組んでおります。また、全校集会で校長講話というものがありますので、その中に私の方からいじめの事、仲間との協力、相手の事を考えるというような内容についての話をしたりしています。授業として今年度より教科書が導入されました道徳、この授業を中心に他者と共により良く生きていくための基盤となる道徳性を養うというような事に取り組んでおります。そのため今年度は、本校の教職員の校内研修として道徳について取り組んできております。各学年で人権教育にも取り組み、自分の大切さと共に他の人の大切さを認める、考える、そういった事を目標に障がい者理解等を含めて色々な事を学年で取り組んできております。また、学期ごとに心と体のアンケートという名前でいじめアンケートを実施し、回答において問題点がある場合は、担任が児童に聞き取りを行うと共にケースによっては保護者等に確認をするなどして対応をしております。いじめ防止窓口担当を学校だよりで周知するという事をしております。また、本校では、担任以外に教育相談担当というものを設けておまして、保護者をはじめ子どもたちにも周知しているところです。また、いじめを含む生活指導案件につきましては、発生すればそういった事を全職員に情報を流すという事で職員朝礼を利用した報告、また職員会議での報告として、年何度かやっているんですけども生活指導会議というものをもって、それまでの生活指導案件についての情報交換、また、その後の事についてという事を行っております。

委員

いじめ問題だけに関わらず、虐待問題、中学生になれば生徒の問題行動、その全てにおいて早期発見、未然防止、早期解決のために子どもの実態把握、情報交換について非常に気をつけてやっております。基本的には教師は休み時間は職員室に居ず、廊下、教室を必ず見回るようにはしております。その中で子どもの変化については情報交換、あと子どもに対しては、最低年2回のアンケート、その後の2者面談、必要においては、3回、4回になる時もあります。そして、今年、委員会にいじめ案件をあげた中で落書きがあったので毎日担任には教室の点検、机の点検、落書きの点検をしております。あと、情報交換の中では、毎日の職員朝礼での情報交換、週1回生徒指導部会での情報交換、月一回職員会議での情報交換をきちりやっております。あと校長講話として週1回月曜日の全校朝会で必要があれば話をするし、必要がなければ話ません。あと週1回学年の方でも学年集会があって、何か子どもの様子が変わった時とか様子がおかしい時には話はしております。何か問題が起こった時には、できるだけ子どもに寄り添って、解決の仕方は様々ですが、できるだけ被害者の保護者の話をよく聞いて、スクールカウンセラーの先生にも入って頂いて解決するようにしております。

委員	<p>住民部の方では、特にいじめ問題には特化していませんが、相談員研修を受けた相談員職員による人権相談、あるいは人権擁護委員さんにも相談に乗ってもらっております。あと、いじめだけではないのですが、大阪教育大学の4人の先生に順に広報に人権のコラムを書いて頂いて掲載させて頂いています。</p>
委員	<p>教育委員会と致しまして、このいじめ問題の連絡協議会の立ち上げをさせて頂き、これらを通していじめの現状と対策を協議して地域関係機関と学校・教育委員会と連携を密にしていじめの早期発見、早期対応を図っていきたくと考えております。また、教育委員会内でも教育相談員を配置しまして、保護者、児童、生徒が相談できる窓口を設置しているところでもあります。また、人権映画祭をはじめとして、児童、生徒、保護者などが広くいじめ問題に関わらずこの人権問題への取り組みについての理解を深めて頂くような啓発を行っているところです。また、幼保の方にも虐待の早期発見・早期対応を業務と致しております。幼保専門に虐待に特化した協議会をネットワーク河南という名称で組織運営しております。そういった幼児から中学生、町内の児童・生徒等のいじめ問題に対して教育委員会として取り組んでいるところです。</p>
委員	<p>相談活動と啓発活動をやっているのですが、相談活動は河南町では4回程させて頂いております。あと、啓発活動としてそれぞれの学校でお世話になっており、中学校の方には人権作文のお願いをしているところです。</p>
委員	<p>私たち青少年指導員としての役割というものは、子どもたちの健全育成といってもなかなか漠然としていますので、私の発案でもっとより具体的な事を訴えていこうということを考えました。今年はこの2月24日に開催したところなのですが、あそびのひろばというイベントをやっております。去年が200名程の参加だったのですが、今期は倍増の400名程の児童と保護者の方が来られました。朝10時からお昼の3時頃まで、歓声と笑いと和気あいあいととにかくチャレンジする挑戦するという事をイベントの内容としまして、体力測定も加えまして、協賛団体として体育指導員、スポーツ振興委員、町こども会という団体の協賛を仰ぎまして開催しました。その中で大きく貼り出した標語ですが、あそびのひろばに掲げる標語といたしまして「さあやるか！」“こども達は集団の中で色々な体験や挑戦をすることで成長します！挑戦することを褒めてあげましょう”これは保護者に対して訴えています。“大人はこども達の目がキラキラと輝き、好奇心いっぱいのがらに集中できるような環境づくりの手助けをしてあげましょう”“頂を極める山登りはとてもつらくて大変です！でもどんなに時間がかかっても、そこで諦めれば全てが終わります。決して諦めない強い心がキラキラと輝く夢</p>

	<p>を叶えてくれます。そのためにリーダーは情熱と使命感を全うします”という事で子どもの健全育成という漠然とした言葉をより具体的な形でやっていこうという事で、私自身は今回400名の中で、一つ大きく感じることは、学校の先生にもお伝えしたいのですが、やはり体力が落ちていっていますね。やっぱり子ども達の全体的な総合力の体を動かす、機能させるという体力はやはり20年前に比べて私の見る感じでは落ちていっていると思います。これを何とか、体力の向上、いくら勉強ができて世の中に出れば体が弱かったら渡っていけませんよね。やはり体が資本だと思います。そういう意味で、学校の教育現場において子どもたちの体力がもう少し強くなる、みなさんの叡智をお借りして頑張ってもらえればと思います。最後になりますが、400人程来ましたが、私自身はけがをしている子がいないか、言葉のやりとりをするとコミュニケーションの仕方が心理的なストレスがある子がいないかという事を色々な子どもと会話をしながら見ていっています。これが、私自身がやっている事なのですが、青少年指導委員40人おりますけれども、40人全員が私と同じようなスキルを身に付けていません。これを今後の課題として、40人全員が同じような目線で子どもたちと接する事ができるようになるトレーニングを継続してやっていきたいと思っています。</p> <p>委員 協議会としましては、現状のところいじめ問題に対しての具体的な行動をとっていないのが実状です。今年度は、私が和歌山の方に行かせてもらった時に生きるという部分の研修をされて非常に勉強になりました。やはり PTA の存在というものが保護者間の親睦、学校と地域社会の協調という形で、地域の皆様に子ども達を守って頂くという環境を持つという事と学校協議会を設置している中で地域の代表の方と地域における危険性や情報共有をして子ども達を温かく見守るというような活動をしております。また、このいじめ問題対策連絡協議会の発足に基づいて、今後の課題としましては、任期が変わるものなのですが、何かしらの皆様からのご意見を頂いた上で、アクションを行えていければと思います。</p> <p>委員 児童相談所では相談の中で話を聞いたり、虐待の調査の中でいじめ問題が出てきたという事があれば、各学校や児童福祉の担当の方と連携を取りながら対応を協議しながら進めていくというのが現状です。あと、子どもの虐待の専用の電話に、意外と子ども自身から学校での悩みとか今あの子にこんな事言われているという連絡も実は入っています。電話対応をする相談員の方が非常に丁寧に、場合によったら 1 時間、2 時間という長電話にも丁寧に付き合っ子ども気持ち聞いて、そこですぐ解決という訳にはいきませんが、次へつなげるような助言をするという事も行っております。どうしても虐待という事になりますとリスクの判断が先にいってしまうと</p>
--	---

⑧閉会		<p>いうところがありますが、虐待問題、家の中での暴力は早急に解決しなければならないと共に地域に戻ってもらわないといけないので、例えば一時保護する子どもが中での様子、また保護に至らなかったとしても在宅で指導する子どもについても私どもは心理士や精神科の先生がいらっしゃいますので、そういった所に相談をしながら子どもが家庭の中で地域の中でうまく生活できるような支援を行っております。</p>
	委員	<p>法務省の中に法務局 8 管区がありまして、その下に地方法務局があり、その出先に支局で人権擁護を取り扱っております。法務局の取り組みとしては、SOS ミニレターという事業も実施しております。これも全国の文科省と協力し、教育委員会を通じて各学校にミニレターを全児童、生徒を対象に配布しております。その中から児童、生徒が悩み事等をその手紙に書いて、人権擁護委員がそのお返事を書いてやりとりをしています。この中で、重篤事案がある場合は、中には書かれる場合もあります。緊急に対応しないといけない場合は、各教育委員会、学校長に連絡を取りながら、児童に対して今の状況を確認する場合もあります。今まで、ここ数年この管内で、いじめ等体罰行動という事案は法務局の方では把握はしておりません。また、中学校でも啓発事業として人権の花運動や人権作文のコンテストだとか色々と児童、生徒の皆さんに人権について考えていただくきっかけとなる事業を実施しております。</p>
	委員	<p>いじめについては非行防止教室、小・中学校に警察官が赴き、いじめも含めた防止教室や SNS の使い方に講義などを行っております。また、OB でスクールサポーターを 1 名配置していきまして、そのスクールサポーターが小・中学校を訪問し、情報共有や指導助言など行っております。さらに、いじめに限らないですが、相談業務とか被害の申告とかいじめについても保護者からあります。もちろん、生命、身体に危害を及んでいるようであれば事件化も検討したり、あるいは、そこまでいかななくても、いじめはナイーブな問題ですので、学校との橋渡しをしております。虐待の話もあったのですが、一番考えているのは、被害児童の安全確保、この観点をどうやって安全を確保していくかというところで対応しています。それが一番の方針だと考えています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。各機関から説明いただきました件について、何か質問等はございませんか。ないようですので、これをもちまして、第 1 回河南町いじめ問題対策連絡協議会を終了させていただきます。皆様、本日はご苦労さまでした。</p>	